

# 横浜市若年女性支援事業

## 実施団体募集要項

公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象としたアウトリーチ型の支援や居場所の提供等を行う「横浜市若年女性支援事業」を、これらの支援を行っている民間団体に対し、事業費の補助を行う形で開始します。

つきましては、実施法人を次のとおり募集します。

### Ⅰ 事業の概要

#### （1）横浜市若年女性支援事業とは

相談支援につながりにくい若年女性の自立の推進を目的として、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を支援する事業です。

#### （2）事業の対象者

性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある、主に10代から20代の女性を対象とします。

#### （3）事業内容

実施団体は、次に掲げる業務を実施します。

事業実施にあたっては、一人ひとりの状態に応じた支援を実施することとします。

##### ア アウトリーチ支援

困難を抱えた若年女性等に対して、主にICTを活用した見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施します。

##### （ア）ICTを活用した見回り等

困難を抱えた若年女性等の被害の未然防止を図る観点から、以下の方法により、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年女性等に対して、夜間帯を中心とした声掛けや相談支援を実施します。また、出張相談など若年女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行います。

ａ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等ICTを活用したアウトリーチ

　X（エックス）やInstagramなどの方法を用いて、原則として週1回以上実施する。

ｂ 繁華街などの巡回

　アウトリーチから対面相談に対応できるよう、拠点を設け、原則として月1回程度実施する。

#### （1）相談及び面談

　若年女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS等ICTを活用した相談や必要に応じて面談を実施します。また、アウトリーチ支援において声掛けを行った若年女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施します。

#### イ 関係機関連携会議への参加

　市が設置する、行政機関、民間団体等で構成する関係機関連携会議において、若年女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行います。

#### ウ 居場所支援

　若年女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所の支援が必要と判断した場合は、実施団体もしくは市が宿泊先を調整し、翌開庁日に区福祉保健センター等の支援機関につなげます。

#### エ 自立支援

　居場所支援や相談及び面談により、自立に向けた継続的な面接や同行支援等が必要な場合は、相談者の同意を得た上で、区福祉保健センターと連携のもと、自立支援計画を策定し支援を実施します。

## 2 事業実施にかかる基本的事項

### （1）補助事業

　本事業は、実施団体に対し、事業運営にかかる経費を補助する方法で実施します。

### （2）運営経費

　運営にかかる経費は、会計年度ごとに市が審査を行い、予算の範囲内で経費の一部を補助します。（金額は、予算状況等により、変動することがあります。）

なお、令和7年度の補助金の予算額は、8,710千円です。令和8年度以降の予算額については、横浜市会での議決をもって決定します。令和7年度予算額から変更になる場合があります。

#### (3) 実施場所

本事業の実施場所は、(3)に示す事業内容が実施可能な場所とし、事業者が横浜市内に確保するものとします。

#### (4) その他

##### ア 保険の加入

- ・事業実施中における、万一の事態に備え、保険に加入してください。
- ・場所を使用する運営法人側で、施設賠償責任保険に加入してください。

##### イ 危機管理、衛生管理及び緊急時の対応

- ・業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないようにしてください。
- ・実施場所の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保を図るとともに、財産等を保全してください。
- ・実施場所の衛生管理に十分配慮し、食中毒の発生防止等、常に快適な利用ができる状態を保持してください。
- ・災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を定期的に実施してください。
- ・緊急時の連絡体制を構築し、従事者間で共有してください。

### 3 実施団体選定に係る応募資格

実施団体選定に係る応募の資格は、次の各号にすべて該当する法人とします。

- (1) 原則として、困難を抱える女性の相談支援の実績があること
- (2) 代表者又は役員が、以下の項目に該当しないこと
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
  - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されて

いないこと

- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- (6) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと
- (7) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要がある場合、その手続きを行っていること
- (8) 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続き中でないこと
- (9) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合は、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- (10) 本事業の実施にあたり、安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・管理運営に不可欠な資格等や、経営基盤等が確保されていること

#### 4 団体選定

##### (1) 実施団体選定の趣旨

本事業が、その機能を効果的に発揮できるよう、応募のあった団体の中から実施団体を選定します。

選定にあたっては、選定評価委員会において、応募団体の提出する書類等及び応募団体によるプレゼンテーションヒアリングを通じて、評価します。

##### (2) 選定の流れ

| 時期                         | 手続き等       |
|----------------------------|------------|
| 令和7年12月12日(金)              | 募集要項公表     |
| 令和7年12月12日(金)～12月23日(火)    | 質問受付       |
| 令和7年12月26日(金)頃             | 質問回答       |
| 令和7年12月12日(金)～令和8年1月16日(金) | 応募書類の受付    |
| 令和8年2月13日(金)予定※            | 選定評価委員会開催  |
| 令和8年2月18日(水)頃              | 選定結果通知     |
| 令和8年2月下旬～令和8年3月            | 事業に関する打合せ等 |
| 令和8年4月1日(水)                | 事業開始       |

※ 開催日は変更の可能性があります。日程を変更する場合には、応募団体と調整させていただきます。

##### (3) 質問及び回答

この要項に関する質問及び回答は、次により行います。

###### ア 質問を行うことができる者

本要項中3の応募資格を満たす者とします。

#### イ 質問の方法

(2)の質問受付期間内に、電子メールにより受け付けます。

来庁及び電話による問合せには一切応じません。別紙の質問票に、質問の要旨を簡潔にまとめて次の【質問送付先】へ送信してください。

#### 【質問送付先】

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係

若年女性支援事業担当

電子メールアドレス : kd-dvstop@city.yokohama.lg.jp

※件名を「【質問】若年女性支援事業について（〇〇（貴団体名））」としてください。

#### ウ 回答

令和7年12月26日(金)頃に、横浜市ホームページにおいて公表します。（質問者の個人情報は公表しません。）

質問への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

### (4) 応募方法

#### ア 提出書類

「横浜市若年女性支援事業に係る申請書（様式1）」に、「申請書添付書類一覧」に記載されている書類を添付して提出してください。

※提出書類はすべて扁平ファイルにまとめ、8冊提出してください。

※申請書添付書類一覧のうち、「8 履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し）」及び「11 直近3年度分の法人税の納税証明書」については、扁平ファイル8冊のうち7冊分は複写での提出で構いません。

#### イ 受付場所

横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎13階

こども青少年局こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係

電話 045-671-4288

#### ウ 提出方法

「提出書類」を、持参又は郵送により「受付場所」へ提出してください。

ただし、持参の場合は、事前に電話で来所予定時刻をお知らせください。来所可能な日時は、平日（月曜日から金曜日）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までです。その場合、書類の確認にお時間をいただくことがあります。

エ 申込締切

令和8年1月16日(金) 午後5時必着

オ 追加書類の提出

アの提出書類のほか、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

カ 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

上記のほか、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は理由の如何に問わらず返却しません。

キ 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

ク 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

ケ その他留意事項

(ア) 応募書類を作成するにあたっては、横浜市若年女性支援事業に係る要綱の内容を踏まえたうえで作成してください。文字は注記等を除き、原則として 11 ポイント程度以上の大きさとし、できるだけ見やすい表現で簡潔に記述してください。

(イ) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(ウ) 以下に該当する場合、その応募は無効とします。

- ・応募資格を有しないもの
- ・応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの
- ・審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

(エ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

(5) 選定に関する事項

ア 選定基準

実施団体の選定は、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

(ア) 区福祉保健センター、横浜市DV相談支援センターなどの相談支援機関や、地域で活動しているNPO法人等と連携し、より効果的な支援が可能であると認められる法

人であること

(イ) 当該事業の趣旨について理解し、実施要綱及び本市が定める募集要項に沿った運営が可能であると認められる法人であること

(ウ) 困難を抱える女性支援への取組において良好な事業実績を有し、今後も安定した経営が見込まれる法人であること

(エ) 今後、本市において若年女性支援を目的とした事業を実施する際、連携・協力でできる法人であること

#### イ 応募団体プレゼンテーション

応募団体から応募書類に基づきプレゼンテーションを実施していただき、選定評価委員会委員によるヒアリングを実施します。

#### ウ 選定評価委員会

本市職員で構成する選定評価委員会において、応募団体が提出した書類及び応募団体によるプレゼンテーションとヒアリングを基に、採点を行います。

#### オ 実施団体の選定

選定評価委員会の採点結果を参考に、市長が実施団体を選定します。

カ 選定結果（選定又は非選定の結果）は、応募申請者全員に文書により通知します。通知は、令和8年2月18日（水）頃の発送を予定しています。

#### キ 選定結果公表

実施団体の選定後、選定状況の概要については、横浜市こども青少年局ホームページ等において公表します。

## 5 選定の効力

運営を開始してから3年目の本市会計年度の末日までとします（令和8年4月1日から令和11年3月31日）。

この間、実施団体は会計年度ごとに補助金交付申請を行うことができます。

毎年度交付申請書により事業目的及び内容の審査を行い、適正と認められる場合に予算の範囲内で補助金を交付します。また、事業実施期間中に、実施団体が次の事項に該当し、実施団体として適当でないと認める場合には、実施団体の選定を取り消し又は事業の停止を命じることができます。

- (1) 事業実施にあたって、市との連携及び協力の姿勢がないとき
- (2) 正当な理由なく、本市の指示に従わないとき
- (3) 補助金の不正受給があったとき
- (4) 事業実施中に利用者等の信用を著しく失墜したとき
- (5) その他実施団体として適当でないと市長が認めるとき

## 6 実施団体選定後の諸注意

### (1) 補助金交付申請書類の提出等

実施団体として選定された後は、補助金交付を申請することができます。申請する場合、必要書類を提出していただき、申請された事業計画及び補助所用額等について、横浜市が審査を行い、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

実施団体の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができるものとします。ただし、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならないものとします。

### (2) その他

実施団体は、事業実施期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

## 7 個人情報の保護

事業の実施にあたっては、利用者の個人情報を取り扱うことになります。実施団体等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年横浜市条例第6号 最近改正平成30年横浜市条例第8号）及び個人情報取扱特記事項の規定に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

## 8 問合せ先

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係  
若年女性支援事業担当 竹内、本間  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話 045-671-4288